

令和3年第7回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

令和3年8月31日（火曜日）午前10時開議

議案上程（説明～質疑～討論～表決）

- 第 1 議案第43号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 2 議案第44号 美郷町手数料条例の一部改正について

議案上程（説明）

- 第 3 議案第45号 美郷町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 第 4 議案第46号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第47号 美郷町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第48号 令和3年度美郷町一般会計補正予算第4号
- 第 7 議案第49号 令和3年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号
- 第 8 議案第50号 令和3年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号
- 第 9 議案第51号 令和3年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号
- 第10 議案第52号 令和3年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号
- 第11 議案第53号 令和3年度美郷町水道事業会計補正予算第1号

議案審議（総括質疑～決算特別委員会付託）

- 第12 認定第 1号 令和2年度美郷町一般会計決算認定について
- 第13 認定第 2号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第14 認定第 3号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について
- 第15 認定第 4号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 第16 認定第 5号 令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第17 認定第 6号 令和2年度美郷町水道事業会計決算認定について
- 第18 決算特別委員会の設置について
- 第19 決算特別委員会の委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	深 沢 義 一 君	2番	高 橋 邦 武 君
3番	鈴 木 正 洋 君	4番	内 田 清 文 君
5番	泉 美和子 君	6番	森 元 淑 雄 君
7番	高 山 茂 雄 君	8番	細 井 邦 男 君
9番	熊 谷 良 夫 君	10番	伊 藤 福 章 君
11番	鈴 木 良 勝 君	12番	村 田 薫 君
13番	藤 原 政 春 君	14番	深 澤 均 君
15番	熊 谷 隆 一 君	16番	澁 谷 俊 二 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	小田長 光 仁 君	住 民 生 活 課 長	藤 田 信 晴 君
福 祉 保 健 課 長	高 橋 勉 君	農 政 課 長	中 田 裕 克 君
商 工 観 光 交 流 課 長	高 階 優 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	奥 山 智 佳 等 君	農 業 委 員 会 長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	大 澤 修 君	教 育 課 長	福 田 世 喜 君
教 育 推 進 監	武 藤 浩 紀 君	教 育 推 進 課 長	武 田 浩 之 君
生 涯 学 習 課 長	佐々木 寿 人 君	代 表 監 査 委 員	高 橋 信 雄 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 橋 博 和	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	佐々木 直 樹
上 席 主 査	高 橋 幸 恵		

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、議案第43号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程し議題といたします。

議案の朗読は、省略いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 齊藤氏は美郷町職員として長年勤務され、町の発展に尽くされてきました。その間、教育や福祉など多岐にわたる部署を歴任され、人権に係る地域福祉の様々な問題にも取り組まれてきた方です。これらの経験から福祉、教育、地域の実情にも精通しており、人権擁護委員としての相談活動や啓蒙活動の取組に大いに期待できる方です。

よって、齊藤氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦したく、お諮りするものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第43号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第43号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号 人権擁護委員の推薦につき意見

を求めることについては原案のとおり決しました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、議案第44号 美郷町手数料条例の一部改正についてを上程し議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（藤田信晴君） 議案第44号、美郷町手数料条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、個人番号等の再発行手数料について、令和3年9月1日から地方公共団体情報システム機構が徴収することとなりました。これまでは美郷町手数料条例に基づき町が徴収しておりましたので、該当する内容を削除したく、本日条例の一部改正について議決をお願いするものでございます。

それでは、条文の改正についてご説明いたします。

次のページ、20ページをお願いいたします。

別表第1の個人番号の項目を削除するものでございます。

また、議案資料集23ページをお願いいたします。

新旧対照表でございますが、旧手数料を削除するものでございます。

議案20ページに戻っていただき、一番下の附則でございますが、この条例は令和3年9月1日から施行するものでございます。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第44号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第44号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第44号 美郷町手数料条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第45号の上程、説明

○議長(澁谷俊二君) 日程第3、議案第45号 美郷町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(高橋 穰君) 議案第45号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、第2次美郷町過疎地域自立促進計画の計画期間が令和2年度末をもって終了したことから、次期計画として令和3年4月1日に施行されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、美郷町過疎地域持続的発展計画を定めたく、地方自治法第96条第1項第15号の規定に基づき提案するものでございます。

議案23ページから124ページまでが計画でございます。

24ページからの目次をご覧ください。

本計画は、秋田県過疎地域持続的発展方針との整合性を図って調整をしております。

計画の内容でございますが、第1章には基本的な事項として、町の概況、人口や産業の推移と動向、行財政の状況、地域の持続的発展のための基本方針、基本目標、本計画の期間などを記載しております。

第2章から第12章までは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第2項に定める分野ごとに、そして13章では、その他町独自に必要な分野として、それぞれ持続的発展のために実施すべき施策に関する事項、具体的には施策の方針、現状と問題点、その対策、事業計画等を記載しております。

そして、82ページ以降には、第2章から第13章の各分野の事業計画のうち、特別事業分の計画、いわゆるソフト事業分の計画をまとめて掲載しております。基本的には町が実施する事業の財源として過疎対策事業債を起債する場合は、本計画に事業を盛り込んでいることが要件とされるものでございます。

なお、本計画の内容につきましては、県との協議が完了しております。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第45号の説明が終わりました。

◎議案第46号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、議案第46号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第46号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、会計年度任用職員の給与について、地域別最低賃金との関係を整理するため提案するものでございます。

議案126ページをご覧くださいと思います。

改正内容でございますが、第16条の次に、見出しを地域別最低賃金との関係とする第17条を追加するものでございまして、本条例の第3条または第7条の規定により決定した報酬等の額が最低賃金法に規定する地域別最低賃金を下回る場合は、地域別最低賃金を支給するものがございます。

改正前の17条につきましては、18条とするものがございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものがございます。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第46号の説明が終わりました。

◎議案第47号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、議案第47号 美郷町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小田長光仁君） 議案第47号、美郷町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

議案127ページをご覧ください。

議案第47号は、過疎地域として指定された自治体による固定資産税の課税免除又は不均一課税以下固定資産税の課税免除等といいます、に伴う減収補填について規定しておりました、過疎地

域自立促進特別措置法、以下旧過疎法といたしますが、令和3年3月31日にその時限法としての期限を迎え、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、以下新過疎法といたしますが制定されました。新過疎法においても、対象となる業種に情報サービス業等を追加した上で、固定資産税の課税免除等に伴う減収補填について規定されております。このため、減収補填の対象となる固定資産税の課税免除等の根拠となる美郷町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要が生じたことから、提案させていただくものでございます。

改正条文は議案128ページでございますが、内容につきましては新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集最終の26ページをご覧ください。

まず、題名ですが、新過疎法の題名に合わせ、美郷町過疎地域持続的発展支援のための課税免除に関する条例に改めております。

次に、第1条は固定資産税の課税免除等の対象となる設備を定義するために引用する条文を、旧過疎法第31条から新過疎法第24条に改めるものでございます。

次の第2条は、対象設備の取得価額要件を満たす特別償却設備を定義する総務省令も新たに制定されたことに伴い、所要の整備をしたものでございます。

議案128ページにお戻りください。

附則についてご説明いたします。

附則第1項は、この条例の施行日を交付の日とするものです。

次の附則第2項は、改正後の条例の規定は令和3年4月1日以後に取得された設備に適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については従前の例によることとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第47号の説明が終わりました。

◎議案第48号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第6、議案第48号 令和3年度美郷町一般会計補正予算第4号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 穰君） 議案第48号についてご説明いたします。

今回の補正は、6億8,487万5,000円を追加する件及び繰越明許費の追加2件並びに地方債の追

加1件と変更3件でございます。

初めに、第2表繰越明許費補正についてご説明いたします。134ページをお願いいたします。

8款2項道路維持補修事業でございますが、今回増額補正計上いたしました町道舗装補修工事のうち13路線分について、工事発注及び施工時期の平準化を図る目的で翌年度に繰越すものでございます。

8款3項河川工事事業でございますが、小杉崎川及び小森沢川復旧工事について、非出水期の施工が望ましいことから、積雪等も考慮し翌年度に繰越すものでございます。

次に、第3表地方債補正についてご説明いたします。135ページをご覧ください。

1の追加でございますが、小杉崎川等復旧事業、町道補修事業、除雪ドーザー購入事業について、当初予算計上分も含み、緊急自然災害防止対策事業債を充当するため追加するものでございます。

次に、2の変更でございますが、合併特例債につきましては、町道舗装補修事業の追加3路線分に充当するため増額するものでございます。

過疎対策事業債につきましては、美郷暮らし促進奨励金及び住宅リフォーム補助金の増額に伴う増額でございます。

水道事業一般会計出資債でございますが、黒沢地区配水管布設工事について、当初水道事業一般会計出資債を財源とした一般会計からの繰出金を充当することとしてございましたが、当該起債の対象とならなかったことから減額するものでございます。

それでは、歳入から順に説明いたしますので、140、141ページをお願いいたします。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 13款1項7目教育使用料でございますが、プールパークみさとの営業中止による使用料の減額でございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、14款1項2目衛生費国庫負担金の1節新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金は、集団接種での医師等への謝金に充当するものでございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 続きまして、2項1目1節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、国からの追加配分額を計上するものでございます。今年度の配分額の合計は1億9,949万7,000円でございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、3目衛生費国庫補助金の2節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金は、集団接種に従事する職員の時間外手当や接種会場の運営費に充当するものでございます。

続きまして、15款1項1目民生費県負担金の7節児童保護措置費県負担金は、DV被害からの

緊急避難として、町が児童入所施設へ入所措置した際、町負担金に充当するものでございます。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 2目教育費県負担金でございますが、東京2020オリンピックに伴う、タイバドミントンナショナルチームの事前合宿の中止によるホストタウン事業経費に係る県負担金を減額するものでございます。

○農政課長（中田裕克君） 同じく2項4目農林水産業費県補助金2節低コスト技術等導入支援事業費補助金でございますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う米価の下落等に対応するため、スマート技術等を活用し低コスト化に必要な機械施設整備等の導入を支援する県の事業で、農家からの要望に応えるため、5,402万5,000円の補正をお願いするものでございます。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 6目教育費県補助金でございますが、タイバドミントンナショナルチームの事前合宿の中止によるホストタウンにおける新型コロナウイルス対策経費に係る県補助金を減額するものでございます。

○商工観光交流課長（高階 優君） 続きまして、7目1節商工費県補助金でございますが、宿泊施設感染防止対策施設改修等支援事業費補助金として、町内宿泊施設の改修等に対する県の補助金でございます。補助率は2分の1、補助上限額は一宿泊施設当たり500万円でございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 142、143ページをお願いいたします。

18款1項1目1節振興基金繰入金は、当初予算の財源の一部として3億円の繰入れを計上してございましたが、前年度繰越金等の財源調整により、繰入額の一部を減額するものでございます。

19款繰越金でございますが、令和2年度決算額の確定によるものでございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、20款5項4目雑入の1節新型コロナワクチン住所地外接種費は、美郷町に住所を有しない方が町の集団接種会場や介護施設等で接種したことでかかる費用について、住所を有する自治体から国保連合会を通じて町に支払われるものでございます。

○商工観光交流課長（高階 優君） 続きまして、プレミアム応援券販売収入でございますが、プレミアム応援券の追加販売2,000セット分の販売収入でございます。事業の詳細につきましては、歳出でご説明させていただきます。

○農政課長（中田裕克君） 同じく1節経営継承・発展等支援事業費補助金でございますが、令和2年1月1日以降に、地域の中心経営体において担い手から経営を継承し、発展させるための取組を支援する事業で、農家からの要望に応えるため、50万円の補正をお願いするものでございます。

なお、同事業は民間団体が国の補助金を活用し、市町村を經由して対象者に補助金を交付するため、雑入へ予算計上しております。

○生涯学習課長（佐々木寿人君）　続きまして、自動販売機電気料でございますが、プールパークみさとの営業中止による減額でございます。

次の、東京2020オリンピック大会チケット代金でございますが、ホストタウンの割当チケットを活用した応援観戦の中止により、参加者から頂くチケット代金の減額でございます。

○企画財政課長（高橋 穰君）　指定管理料過年度返還金でございますが、住民活動センターは平成26年度から、歴史民俗資料館及び屋内スポーツ館は平成27年度からNPO法人みさぼーとに指定管理していただいております。毎年度の指定管理料については、指定管理の基本協定に基づき、余剰が生じた場合は精算し返還していただいておりますが、精算方法について解釈の相違があり剰余金が累積していたことから、協議の上、改めて指定管理料の精算を行い、過年度分を返還いただいたものでございます。

次に、21款1項町債でございます。1目総務債でございますが、2節移住定住推進事業債は、美郷暮らし促進奨励金の増額分の財源として、過疎対策事業債を増額するものでございます。

3目土木債でございますが、1節町道新設改良事業債の合併特例債は、舗装補修工事3路線分の財源として増額、緊急自然災害防止対策事業債は舗装補修工事、側溝補修工事等の財源として追加するものでございます。

3節住環境整備事業債は、住宅リフォーム補助金の増額分として、過疎対策事業債を増額するものでございます。

4節河川工事債は、小杉崎川、小森沢川復旧事業債の財源として、緊急自然災害防止対策事業債を追加するものでございます。

5節除排雪債は、当初予算計上しております除雪ドーザー購入費の財源として、緊急自然災害防止対策事業債を追加するものでございます。

7目1節公共企業債は、黒沢地区配水管布設事業の財源として、当初水道事業一般会計出資債を財源とした一般会計からの繰出金を予算措置してございましたが、当該起債の対象とならなかったことから、水道事業会計内の水道事業債に切り替えるため、繰出金と合わせて減額するものでございます。

歳入の説明は、以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。144、145ページをお願いいたします。

○総務課長（本間和彦君）　初めに、職員人件費について一括して説明をさせていただきます。

概要につきましては、議案162ページ、163ページの給与費明細書に記載してございますので、ご覧願います。

ページ中段のア、会計年度任用職員以外の職員の給与費のうち、職員手当が788万9,000円の増となつてございますが、内訳につきましては住居手当13万2,000円、時間外勤務手当751万7,000円の増でございます。これは、年度途中での住居手当の認定1件によるもの及び新型コロナウイルスワクチン接種業務推進に係る時間外勤務への対応によるものでございます。

ページ下段のイ、会計年度任用職員の給与費のうち、報酬が314万3,000円の減、職員手当が特殊勤務手当分で9万1,000円の増、期末手当分で36万9,000円の増でございます。そのほかに共済費が40万1,000円の増でございます。これは、プールパークみさとの事業中止及び職員の特別休暇等への対応によるものでございます。このほかに、会計年度任用職員の通勤手当に相当する旅費の費用弁償でございますが、同じ事由により32万4,000円の減となつてございます。

人件費の概要は以上でございますので、以降、各款項目の1節、3節、4節及び8節の費用弁償の説明は省略をさせていただきます。

それでは、それ以外の歳出について順次説明してまいります。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 改めて144、145ページをお開き願います。

2款1項1目一般管理費でございますが、12節調査委託料につきましては、美郷町公共施設等最適化実施計画に基づく中央公園の旧プール管理棟の解体に伴うアスベスト調査経費であり、石綿障害予防規則の改定により調査項目の追加などがあり、それに係る経費の増額をお願いするものでございます。

○総務課長（本間和彦君） 同じく14節工事請負費でございますが、備考欄の1行目と2行目でございます。町有の集会施設であります下野際児童館でございますが、当初予算では町が耐震補強工事を行った後に、町から行政区へ無償譲渡をすることとしておりましたが、今月上旬行政区内で再検討の結果、譲渡を受けない旨の報告がございました。したがって、当該部分の耐震補強工事予算を減額し、解体工事予算を計上するものでございます。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 3行目の北運動公園内にある旧ゲートボール場物置等解体工事につきましては、美郷町公共施設等最適化実施計画に基づくものであり、その解体に要する経費をお願いするものでございます。

○建設課長（木村英彰君） その下、旧カントリーパーク内施設解体工事は、公共施設最適化実施計画に基づき、展望台、野球場フェンス、トイレ、炊事棟などの施設を解体するものでございます。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、同じく2目行政推進費12節設計管理委託料でございますが、金沢西根コミュニティセンターに雨漏り箇所及びその影響と思われる周辺部躯体の劣化を発

見し、その改修に伴う設計委託経費を計上するものでございます。

○企画財政課長（高橋 稔君） 18節地域活動拠点整備事業費補助金でございますが、会館の新築を予定している自治会があり、予算の不足見込額を増額するものでございます。

○商工観光交流課長（高階 優君） 続きまして、6目企画費ですが、7節報償費から18節負担金補助及び交付金のうち18節説明欄上段に記載の地域間物販交流出店支援事業補助金までの各経費につきましては、交流自治体との物販イベントの開催中止などによりまして、その関連経費について減額するものでございます。

18節下段に記載の美郷暮らし促進奨励金につきましては、当初予算で措置した額を超える申請がございましたので、その不足分につきまして補正をお願いするものでございます。

6目の説明は以上です。

○企画財政課長（高橋 稔君） 続きまして、7目電子計算費でございますが、新型コロナウイルス感染防止対策として、昨年度も庁舎内の一部会議室にウェブ会議環境を整備してございますが、利用頻度が高くなっており環境を拡張したく、14節では新たに相談室等4か所への回線引込みと大型モニター1台の設置工事を、17節ではウェブ会議貸出し用カメラ付きパソコン5台の購入費を追加するものでございます。

なお、全額地方創生臨時交付金を財源といたします。

○住民生活課長（藤田信晴君） 次の8目交通安全対策費10節修繕料ですが、本年3月までの豪雪により、修繕を要するカーブミラー用の支柱が多数あり、前年同期と比べ約2倍の修繕件数となっております。今後の修繕箇所の発生を見込み、30万円の補正をお願いするものでございます。

下段の17節備品購入費ですが、カーブミラーの修繕を迅速に行うため、備蓄品として口径80センチメートルのカーブミラーを9枚購入したく、18万円の補正をお願いするものでございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、146、147ページをお願いいたします。

3款1項3目高齢者福祉費の12節食の自立支援事業委託料は、高齢者への配食サービス事業を美郷町社会福祉協議会へ委託しているもので、当初1,300食を見込んでおりましたが、利用者の増加により7月末時点で既に900食ほどとなり、これまでの実績と冬季間の利用増加を勘案し、増額計上するものでございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、2項3目児童福祉施設費14節の千畑なかよし園街灯設備改修工事ですが、駐車場にある街灯4基の支柱が老朽化し、うち3基については地下に埋設している電源ケーブルの劣化等により灯りがつかない不具合が生じており、街灯設備を取り替える経費になります。

4 目子育て支援費14節の仙南っ子児童クラブ側溝敷設替工事ですが、建物周辺に布設された側溝が老朽化により一部鉄筋が露出している状態のため、敷設替えする経費になります。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、5 目児童措置費の18節児童保護措置費負担金は、児童入所施設への入所措置に係る町の負担金で、9 月以降7 か月分を計上しており、全額県の負担金で対応するものであります。

続きまして、4 款1 項1 目保健衛生総務費の10節修繕料は保健センターに係るもので、これまでの修繕で予算が執行済みとなったため、今後の修繕に対応するため増額計上するものでございます。

続きまして、2 目予防費の7 節報奨金は、ワクチンの集団接種に当たり、医師や看護師、薬剤師、保健師への謝金につきまして、今後の予算執行に不足が見込まれるため、国負担金を財源とし計上しております。

10節印刷製本費は、健診受診の通知の際に使用する窓付き封筒について、今後の使用に不足が見込まれ増刷するため、12節の総合健診委託料と予算の組替えを行うものでございます。

11節通信運搬費は、新型コロナワクチンの集団接種に係る郵送料に不足が見込まれるため、増額するものでございます。

12節事務事業委託料は、暑さ対策として空調対応や集団接種会場の変更により、会場設営業務に係る費用が増加したことで予算の不足が見込まれるため、増額するものでございます。

19節扶助費の妊婦健康診査給付金は、県外の医療機関で受診した方の自己負担分を給付するもので、1 人当たり5 万380円とし2 名分を予算措置しておりましたが、既に2 名の方に給付しており、今後の給付分として2 名分を増額するものでございます。

1 項の説明は以上です。

○住民生活課長（藤田信晴君） 148、149ページをお願いいたします。

上から2 段目、4 款2 項1 目清掃費18節のごみ集積施設設置補助金ですが、当初予算において5 基分の補助金を計上しておりましたが、既に補助金を交付し予算残額がわずかな状況にあります。現在、4 行政区から新規の申請の意向があり、80万円の補正をお願いするものでございます。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、3 項1 目水道費27節水道事業会計繰出金の減額でございますが、黒沢地区配水管布設替工事に対する繰出金を水道事業一般会計出資債にて調達する予定でしたが、起債対象とならなかったことから減額するものでございます。

○農政課長（中田裕克君） 続きまして、6 款1 項3 目農業振興費7 節報奨金及び8 節普通旅費でございますが、新型コロナウイルス感染拡大により東京都大田区でのイベント等の中止に伴い、

関連予算を減額するものでございます。

同じく8節費用弁償でございますが、有害鳥獣等の駆除における実施隊員の出勤に要する費用弁償で、予算に不足が見込まれることから29万円を増額するものでございます。

18節低コスト技術等導入支援事業補助金でございますが、歳入でご説明しました新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う米価の下落に対応するため、低コスト化に必要な機械施設整備等の導入を支援する県の事業で、補助率は県2分の1、要望は9件で、歳入額と同額のため町の負担はございません。

続きまして、6款1項4目担い手対策費18節経営継承・発展等支援事業補助金でございますが、歳入でご説明しました担い手から経営を継承し、発展させるための取組を支援する事業で、要望は1件、補助率は国2分の1、町2分の1、上限額はそれぞれ50万円のため、合わせて100万円の補正をお願いするものでございます。

○商工観光交流課長（高階 優君） 続きまして、5目農業振興施設管理費ですが、10節需用費修繕料につきましては、手づくり工房湧子ちゃんの施設修繕費に予算の不足が見込まれることから、今後の緊急修繕に備えるため15万円の補正をお願いするものでございます。

12節委託料の施設管理委託料につきましては、道の駅美郷の施設管理に要する経費で、冬季間における屋根からの落雪や風雪などにより施設に破損が生じる恐れがある3か所につきまして、その対策として冬囲いを新たに制作する予算として、補正をお願いするものでございます。

14節工事請負費ですが、同じく道の駅美郷に設置している障害者用駐輪場カーポートにつきまして、鉄鋼部分のさびや塗装の劣化等が顕著になっておりますので、新たに塗装工事を実施したく補正をお願いするものでございます。

17節備品購入費ですが、新型コロナウイルス感染予防を強化するため、A I 体温計2台分の購入に要する経費について、補正をお願いするものでございます。設置場所は、既に1台設置している道の駅美郷の正面入り口に追加分として1台、観光情報センターに新たに1台設置するものでございます。

○農政課長（中田裕克君） 続きまして、6款1項6目畜産業費10節修繕料でございますが、堆肥センター及びアクティセンターの機械設備及び作業機械等の今後の応急対応に必要な修繕料として、100万円の補正をお願いするものでございます。

同じく11節手数料及び自動車損害保険料、26節自動車重量税でございますが、現在秋田県農業公社が実施している堆肥センターの畜産環境総合整備事業におきまして、今年度納入予定の堆肥運搬車及びホイールローダーに係る登録手続費用が発生することから、各種登録手続費用の補正

をお願いするものでございます。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、7目農村整備費12節の施設管理委託料ですが、農村公園4か所の樹木の枝剪定業務を行いたく、補正をお願いいたします。

○農政課長（中田裕克君） 同じく12節防災重点ため池浸水想定区域図作成業務委託料でございますが、現在住民生活課で作成中の防災ハザードマップに、防災重点ため池の浸水想定区域を新たに盛り込むための区域図作成業務であります。対象ため池は10か所で、その作成経費として377万3,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、150、151ページをお願いいたします。

同じく12節中山間直接支払事業希望地区測量調査委託料でございますが、令和4年度に中山間直接支払事業の採択希望のあった地区において、採択条件である農用地の傾斜要件を満たすか判断するための勾配測量調査で、その調査経費として33万円の補正をお願いするものでございます。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、14節の萩沢農村公園の藤棚改修工事ですが、藤棚のほりが腐食し倒壊の危険性があることから、改修費用を計上するものでございます。

27節農業集落排水事業特別会計繰出金の減額は、令和2年度からの繰越金等による減額でございます。

○商工観光交流課長（高階 優君） 続きまして、7款1項2目商工振興費ですが、10節需用費のうち、印刷製本費38万5,000円及び11節役務費のうち通信運搬費12万6,000円並びに12節委託料のうち換金業務委託料1,661万6,000円の合計1,712万7,000円につきましては、6月定例会においてご可決賜りましたプレミアム応援券について、さらなる町内経済の回復を支援するため、2,000セットを追加販売する予算について補正をお願いするものでございます。

なお、追加販売する2,000セットにつきましては、新たに購入の申込みを受け付けることはせず、今回の6,000セットの抽選に漏れた方を対象として、改めて抽選を行いたいと考えております。

プレミアム応援券追加販売に伴う予算内容について、ご説明いたします。

10節印刷製本費については、応援券2,000セット分の印刷経費、11節通信運搬費については応援券引換はがきの郵送料、12節換金業務委託料については応援券の換金代金及び換金業務を金融機関に依頼する手数料でございます。

同じく2目商工振興費のうち、7節報償費から13節使用料及び賃借料までの各予算のうち、ただいまご説明いたしましたプレミアム応援券の追加販売に要する経費を除いた各節の予算につきましては、東京都大田区で開催予定であった物産販売等のイベントが中止になったことにより、その関連経費について減額するものでございます。

18節負担金補助及び交付金、空き店舗等活用家賃支援事業補助金ですが、町内の空き店舗に新たに1事業者が入居することになったため、その家賃補助分について補正をお願いするものでございます。

同じく3目観光費12節委託料の水文館観光案内休憩所施設改修コンサルティング業務委託料ですが、公共施設等最適化実施計画の見直しを受けまして、名水市場湧太郎内の水文館スペースの改修と、水文館機能の観光案内休憩所への移転に関しまして、基本計画の策定及び基本設計を実施するものでございます。あわせて、湧太郎施設全体としての魅力アップにつながる見直しや、観光案内休憩所を含めたさらなる誘客に向けた施設の活用方法などにつきましても、このコンサルティング業務の中で実施してまいります。

18節負担金補助及び交付金、イベント開催等補助金ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となったイベントの補助金につきまして減額をするものでございます。

続きまして、4目温泉施設費ですが、14節工事請負費の説明欄1行目及び2行目に記載の温泉施設の改修工事等につきましては、歳入予算でご説明させていただいた新型コロナウイルスの感染防止対策等を目的とした施設改修について、県の補助金を活用して実施するものでございます。工事の概要でございますが、千畑温泉サン・アールにおきましては、宿泊者用の共用トイレを和式便座から洋式便座へ改修するほか、共用トイレの手洗いにつきましては、非接触の自動水栓へ改修いたします。また、客室の手洗いについても、全室において温水を供給できるよう、水と温水の混合栓化に改修するものでございます。

次の六郷温泉あったか山におきましては、コテージを利用されるお客様の利便性の向上を目的に、コテージ10棟に新たにWi-Fi環境を整備するものでございます。

次に、3行目に記載の六郷温泉あったか山高圧区分開閉器更新工事でございますが、高圧電気をあったか山敷地内に引き込む際の区分開閉器につきまして、耐用年数を経過している状況であることが確認されたため、速やかに開閉器の更新工事を実施したく、補正をお願いするものでございます。

以上で7款の説明を終わります。

○建設課長（木村英彰君） 次のページ、152、153ページをお開きください。

8款2項1目道路橋梁総務費12節の登記事務委託料及び16節の土地購入費ですが、黒沢地区において境界確認を実施したところ、町道敷地が一部私有地であることが判明し、当該土地の分筆及び買収費用を計上するものでございます。

2目道路維持費10節の修繕費ですが、除雪車両につきまして現在点検整備をしておりますが、

昨年度の豪雪による車両の補修費用が大幅にかさみ、今後の修繕費用に不足が生じる恐れがあることから、補正をお願いするものでございます。

12節の道路維持作業委託料ですが、街路樹の枝が伸び車道部にはみ出すなどして、通行する車両に接触する恐れがある箇所については剪定を実施し、また老木については伐採を行いたく計上しております。

14節の一般土木工事は、破損している道路側溝やガードパイプの修繕費など、5、6線分を計上しております。舗装工事はマンホール周りの段差解消を積雪前に、また雪解け後、発生する穴はこの早期補修を実施したく、補正をお願いするものでございます。

続きまして、3目道路新設改良費の12節では、道路改良を目的とした調査委託を2件、14節の一般土木工事としまして、橋梁補修4橋の増額、側溝改修1路線、舗装工事費としまして25路線の施工をしたく、お諮りするものでございます。

国では建設工事における施工時期の平準化、具体的には年度初めの4月、5月に施工ができるよう発注者側に配慮を求めています。また、美郷町は令和元年度の発注状況において、施工時期の平準化率が全国平均より下回っていると指摘されたところであり、このようなことから今回の補正により発注予定の25路線のうち13路線につきましては繰越案件としたく、お諮りいたします。

続きまして、3項1目河川総務費でございます。14節では当初予算で計上しております小杉崎川改修工事の1,000万円の追加並びに今年5月開催の第5回臨時会で補正いただきました測量調査箇所の改修工事2,050万円を計上しております。河川用地の一部が隣接する私有地を一部浸食しており、買収して整備したほうが河川の流れが安定すると判断し、12節登記事務委託料、16節土地購入費及び21節立木補償費についても計上しております。また、この河川改修工事につきましては、道路新設改良費と同じく繰越案件として発注したく、お諮りいたします。

続きまして、4項2目都市公園費12節施設管理委託料では、公園内の樹木の剪定を行いたく、補正をお願いいたします。

5項1目下水道費27節の繰出金の減額は、前年度分の繰越額を減額するものでございます。

次のページ、154、155をお願いいたします。

6項1目住宅管理費10節の光熱水費は、小安門住宅改修工事に伴う電気、ガスなどの使用料、修繕料は住宅設備老朽化箇所の修繕料でございます。

13節の下水道使用料は、小安門住宅改修工事に伴うものでございます。

14節の熊野住宅居室改修工事は、退去され空室となった住宅の配管及び居室内改修工事費用を

計上しております。

18節の住宅リフォーム補助金につきましては、雪害によるリフォーム補助が増加し、全体枠125件分に対し87件の申請があり、執行率は70%となっております。残り38件分となったことから、20件分を追加したく計上しております。

8款の説明は以上です。

○**住民生活課長（藤田信晴君）** 続きまして、9款1項2目非常備消防費につきましては、消防訓練大会の中止により減額をお願いするものでございます。

7節報償費の賞賜金は、ポンプ操法の1位から3位に対し授与する費用の減額、8節費用弁償は、本大会及び支部訓練大会時の費用弁償の減額、10節消耗品費は、ホース等消耗品の購入費用の減額、12節委託料、筆耕委託料は、賞状名入れ費用の減額、花火打ち上げ委託料は、開会式時の花火打ち上げ費用の減額、13節の物品借上料は、本大会時のAEDレンタル費用の減額でございます。

次の4目災害対策費12節防災ハザードマップ作成委託料ですが、現在ハザードマップを業務委託により作成中ですが、従来までの土砂災害特別警戒区域、浸水想定区域、避難施設等の表示に加え、新たに町内のため池24か所が決壊した場合の浸水想定区域を追加表示するため契約額を変更したく、93万5,000円の補正をお願いするものでございます。

次の5目消防施設費14節防火水槽補修工事でございますが、仙南地区笹巻の防火水槽について漏水が確認されたため、修繕工事を実施したく補正をお願いするものでございます。

次の18節水道事業消火栓設置負担金ですが、黒沢地区南部の水道配水管布設替工事に伴い、当初予算において消火栓10基分を更新するための予算を計上しておりましたが、その後、工事区域の変更に伴い消火栓18基を更新したく、増加した8基分について補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○**教育推進課長（武田浩之君）** 続きまして、10款1項3目教育助成費ですが、7節の報償費から次のページの18節の負担金補助及び交付金までにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大等を踏まえ、美郷中学校とタイ王国ノンタブリー県アニューラチャプラシット校との相互訪問交流、東京都御田小学校、高畑小学校並びに千駄木小学校との学校間交流、元プロ野球選手による野球教室の授業中止に伴う予算減額のほか、町外に住民登録のある町出身の大学生等に特産品を贈呈する、大学生等応援事業及び全国学力状況調査等の事業完了に伴う予算減額が主なものでございます。

このうち7節の報奨金につきましては、ふるさと学習教材編集委員会の開催日数の増加見込み

により、委員報償16万2,000円の増額を含んでおりますが、先ほどの各事業の減額分を合計しまして、減額補正となっております。

1 項教育総務費の説明は以上でございます。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 4 項 1 目社会教育総務費でございますが、7 節報奨金、10 節修繕料、11 節手数料、12 節イベント開催等委託料及び13 節機器借上料につきましては、舟ッコ流し行事における川入りの中止に伴う関連予算の減額でございます。

また、10 節消耗品費、食糧費、11 節通信運搬費及び損害保険料の減額並びに12 節特別展企画委託料の増額であります。10 月に開催いたします学友館特別展に係る予算の組替えをお願いするものでございます。

3 目文化財保護費でございますが、文化財や史跡等の今後の修繕に係る予算の不足が見込まれることから、増額をお願いするものでございます。

4 目社会教育施設費でございますが、10 節修繕料につきましては、施設の設備点検において指摘されました、公民館の自火報受信機及び非常警報のバッテリー交換並びに南ふれあい館の受水槽の排水等の修繕に係る経費の増額をお願いするものでございます。

14 節工事請負費につきましては、消防設備点検において指摘されました南ふれあい館における消防設備感知器の増設に要する経費をお願いするものでございます。

17 節除排雪機械の購入であります。公民館に配置しております除雪機の点検、整備をしたところ、エンジン部分にひび割れがあり使用することができないことから、その購入に係る予算をお願いするものであります。

また、施設用備品であります。学友館内に設置した業務用多機能加湿器の購入完了及び南ふれあい館に整備いたしました椅子、テーブルの購入完了による請負差額の減額でございます。

5 項 1 目保健体育総務費でございますが、158、159 ページをお開き願います。

東京2020オリンピックに伴う聖火リレーの事業完了及びタイバドミントンナショナルチームの事前合宿の中止に係るホストタウン事業経費の減額、また12 節会報誌作成委託料であります。タイ王国ファンクラブ「プーアン」会員宛ての最終号の作成に要する経費をお願いするものでございます。

2 目保健体育施設費でございますが、プールパークみさとの中止に係る関連予算の減額並びに14 節工事請負費につきましては、消防及び施設設備点検において指摘されました総合体育館の非常用発電機の手動用蓄電池の交換及び野球場の浄化槽の改修に係る経費、また宿泊交流館敷地内物置解体工事につきましては、宿泊交流館の多目的グラウンド内にある旧幼稚園物置の解体であ

りまして、建物の老朽化が著しく、またグラウンドの利便性を図るため解体いたしたく、それに要する経費をお願いするものでございます。

18節合宿応援事業補助金につきましては、バドミントン日本B代表の合宿中止、ワクアス杯開催事業費補助金につきましては、ミニバスケットボール大会の中止に係る減額でございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、3目学校給食費10節の修繕料ですが、南学校給食センターの厨房機器の保守点検の結果、消毒保管機や包丁まな板殺菌庫等の修繕が必要なため、不足分を増額補正するものです。

10款教育費の説明は以上でございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 12款公債費でございますが、前年度繰越金によりプライマリーバランスの確保のため繰り上げ償還を計上するものでございます。

14款予備費でございますが、今後の災害発生や施設修繕等、緊急時に対応するため増額するものでございます。

なお、現時点の予備費充用済額は662万5,000円でございます。

議案第48号の説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第48号の説明が終わりました。

説明途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午前10時59分）

（午前11時09分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第49号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第7、議案第49号 令和3年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 議案第49号につきましてご説明いたします。

今回の補正は496万円を追加するものでございます。

歳入からご説明いたしますので、議案172、173ページをお願いいたします。

7款1項1目の繰越金は、前年度繰越金の額が確定しましたので、増額計上しております。

歳入の説明は以上です。

次に、歳出につきましてご説明いたします。174、175ページをお願いいたします。

9款1項1目の予備費ですが、補正調整額であります。

議案第49号の説明は以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第49号の説明が終わりました。

◎議案第50号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第8、議案第50号 令和3年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第50号につきまして説明いたします。

美郷町下水道事業特別会計歳入予算につきまして、組替えをするものでございます。

内容を説明いたします。182、183ページをお開きください。

歳入、3款1項1目一般会計繰入金につきまして、令和2年度繰越額により一般会計繰入金を減額するものでございます。

4款1項1目繰越金につきまして、令和2年度繰越金額を計上するものでございます。

これにより、歳入総額に変更はございません。

以上、議案第50号の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第50号の説明が終わりました。

◎議案第51号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第9、議案第51号 令和3年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第51号につきまして説明いたします。

美郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ97万4,000円を追加する件及び地方債を補正する件でございます。

まず、地方債補正につきまして説明をいたします。189ページをお開き願います。

第2表地方債補正、資本費平準化債の限度額を30万円増額するものでございます。

続きまして、194、195ページをお願いいたします。

歳入、3款1項1目1節一般会計繰入金につきまして、令和2年度繰越額により一般会計繰入金を減額するものでございます。

4款1項1目1節繰越金は、令和2年度繰越金額を計上するものでございます。

6款1項1目1節資本費平準化債は、起債限度額の拡大により増額するものでございます。

次のページ、196、197ページをお願いいたします。

続きまして、歳出、1款2項1目14節の機械器具設備工事では、本堂地区処理場の水中攪拌ポンプ及び一丈木地区処理場の汚水ポンプが故障し、現在予備ポンプで対応していることから、機器の更新を行いたく工事費を補正するものでございます。

2款1項公債費1目元金につきまして、財源の組替えを行うものでございます。

以上で、議案第51号の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第51号の説明が終わりました。

◎議案第52号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第10、議案第52号 令和3年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 議案第52号につきましてご説明いたします。

今回の補正は、51万2,000円を追加するものであります。

歳入からご説明いたしますので、議案206ページ、207ページをお願いいたします。

4款1項1目の繰越金は、前年度繰越金の額が確定しましたので増額計上しております。

歳入の説明は以上です。

次に、歳出につきましてご説明いたします。208、209ページをお願いいたします。

4款1項1目の予備費ですが、補正調整額であります。

議案第52号の説明は以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第52号の説明が終わりました。

◎議案第53号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第11、議案第53号 令和3年度美郷町水道事業会計補正予算第1号を

上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第53号につきましてご説明いたします。

初めに、第2条収益的支出について、第1款事業費用を181万円増額し、3億9,459万5,000円とするものでございます。

続いて、資本的収入及び支出につきまして、第3条に記載のとおり金額をそれぞれ改めた上で、第1款資本的収入631万円を増額し、2億7,131万6,000円とするものでございます。

次のページ、212ページをお願いいたします。

第1款資本的支出2,352万6,000円を増額し、4億3,228万5,000円とするものでございます。

第4条職員給与費を16万円増額し、2,679万7,000円とするものでございます。

第5条他会計からの補助金を2億3,867万9,000円から3,630万円を減額し、2億237万9,000円とするものでございます。

内容を説明いたします。220ページ、221ページをお開き願います。

収益的支出、1款1項1目の修繕費ですが、取水場及び浄水場でのポンプや水位計などの修繕を行いたく計上しております。

4目総係費につきまして、職員人事評価の成績率反映等による勤勉手当及び職員共済組合負担金の増額でございます。

次のページ、222、223ページをお願いいたします。

資本的収入、1款1項1目水道事業債ですが、3項にあります一般会計出資金が今年度実施している工事では対象にならない旨、県より指導があったことから、同額を組み替えるものでございます。

2項の一般会計負担金は、黒沢地区配水管布設替工事に伴う消火栓8基追加分の費用でございます。

続きまして、支出、1款1項1目施設改良費の委託料ですが、水道施設の連絡管整備により機能強化を図るため、黒沢地区と千畑中央地区の連絡管整備に向けた路線測量費及び実施設計費を計上しております。

下の段、工事請負費につきましては、黒沢地区配水管布設替工事において、消火栓8基の追加と送水管の更新を追加するものでございます。

3項1目国庫補助金返還金につきましては、令和元年度に実施した補助事業を含む水道会計において、国庫補助金などの特定収入が5%以下である場合、国庫補助金に含まれる消費税及び地

方消費税の全額を返還する必要があることから、返還額分を補正するものでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第53号の説明が終わりました。

◎認定第1号の総括質疑

○議長（澁谷俊二君） 日程第12、認定第1号 令和2年度美郷町一般会計決算認定についてを議題といたします。

あらかじめ申し上げますが、令和2年度一般会計・特別会計及び水道事業会計決算は、いずれも決算特別委員会を設置し、付託する予定ですので、質疑は各会計とも全体を通じた総括的、大局的な質疑としてください。

それでは、説明が終わっておりますので、一般会計決算の総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。これで認定第1号 令和2年度美郷町一般会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第2号の総括質疑

○議長（澁谷俊二君） 日程第13、認定第2号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これで認定第2号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第3号の総括質疑

○議長（澁谷俊二君） 日程第14、認定第3号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これで認定第3号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第4号の総括質疑

○議長（澁谷俊二君） 日程第15、認定第4号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これで認定第4号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第5号の総括質疑

○議長（澁谷俊二君） 日程第16、認定第5号 令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これで認定第5号 令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第6号の総括質疑

○議長（澁谷俊二君） 日程第17、認定第6号 令和2年度美郷町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これで認定第6号 令和2年度美郷町水道事業会計決算認定についての質疑を終わります。

以上で総括質疑を終わります。

◎決算特別委員会の設置について、認定第1号から第6号までの特別委員会
付託

○議長(澁谷俊二君) 日程第18、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。認定第1号から認定第6号までは、14人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、この特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までは、14人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託することに決しました。

◎決算特別委員会の委員の選任について

○議長(澁谷俊二君) 日程第19、決算特別委員会の委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩します。

(午前11時24分)

(午前11時24分)

○議長(澁谷俊二君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員の選任については、美郷町議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております一覧表のとおり、14人を選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会委員はただいまお諮りしたとおり選任されました。

暫時休憩します。

(午前11時25分)

(午前11時26分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

報告いたします。美郷町議会委員会条例第10条の規定により、決算特別委員会委員長に15番、熊谷隆一君、副委員長に6番、森元淑雄君が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

9月7日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前11時27分)